

衆議院東日本大震災復興特別委員会
委員長 後藤田 正純 様

東日本大震災津波からの復興を
加速化するための緊急要望書

平成25年6月3日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波からの復興を 加速化するための緊急要望項目

- 1 被災地復興のための人的支援
- 2 被災地復興のための復興財源の確保と自由度の高い財源措置
- 3 事業用地や資材等の円滑かつ迅速な確保に向けた特別措置
- 4 復興の要である交通インフラ等の整備
- 5 電気料金値上げに対する被災地の産業振興
- 6 I L Cの東北誘致

東日本大震災津波からの復興を 加速化するための緊急要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から2年3か月が経過し、これまで、本県においては、国や全国の皆様からのご支援とご協力を得、全力を傾注して復興に取り組んでいるところでありますが、今なお3万7千人余りの被災者の方々が応急仮設住宅等で不自由な暮らしを余儀なくされているほか、被災地の事業者も一日も早い事業の再建に向け懸命の努力を続けられているなど、復興のなお一層の加速化が求められております。

このような状況の下、本県においては、本年を「復興加速年」と位置づけ、復興の基盤づくりに向けた取組を集中的かつ重点的に展開することとしているところでありますが、復興を加速化するためには、なお多くの課題を抱えている状況にあります。

国におかれましては、「東日本大震災復興基本法」等の制定や復興庁の設置、さらには復興財源フレームや、復興交付金事業の取扱の見直し等、被災地の復興に向けて鋭意ご尽力いただいているところですが、一日も早い復興を成し遂げるため、自由度の高い復興財源を更に確保するとともに、復興の支障となっている現行制度の弾力的な運用を図り、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 被災地復興のための人的支援

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術職員及び用地買収を担当する職員をはじめ、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーの確保が必要となることから、その人員確保について、更なる強化を図るよう要望いたします。

(1) 人的支援の継続とその強化

本県においては、任期付職員の採用、退職者の再任用制度の積極的活用や被災市町村に対する職員派遣などを行っておりますが、復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による継続した人的支援とその強化を図られるよう要望いたします。

(2) 国による任期付職員の採用制度の創設

復興事業が本格化する中で、スピード感のある事業実施や被災者支援等を行っていくためには、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、国、独立行政法人や民間企業を退職した職員を国において任期付職員として採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度の創設について検討されるよう要望いたします。

(3) 派遣職員受入れ経費等の交付税措置の継続

地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び東日本大震災津波への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとされておりますが、平成26年度以降においても継続されるよう要望いたします。

(4) 民間企業等からの職員受入れ制度の創設

民間企業等からの人的支援については、復興に向けて民間のノウハウを活用する観点からも積極的に推進すべきであることから、民間企業等の職員を円滑に受け入れられるよう関係団体等への働きかけなどの支援を要望いたします。

(5) 復興人材のための宿舍の確保

被災地における宿泊施設等の不足に対応するための応急仮設住宅の無償譲渡に関し、市町村等が活用する場合における応急仮設住宅の解体撤去費について、国による支援を図られるよう要望いたします。

2 被災地復興のための復興財源の確保と 自由度の高い財源措置

(1) 被災地の復興が完了するまでの財源の確保・充実

復興事業予算については、被災地の復興に必要な事業が着実に迅速に実施されるよう、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源の確保・充実を図られるよう要望いたします。

(2) 復興交付金事業制度の柔軟な運用等

復興交付金は基幹事業として5省40事業を交付対象としていますが、今後の復興ステージにおいて必要な「なりわい」の再生に資する事業がないなど、県が復興計画で掲げている全ての復興事業が対象とはなっていないことから、交付対象を拡大されるよう要望いたします。

また、基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、広く復興に資する事業を対象とするよう、更なる柔軟化を図られるよう要望いたします。

更に、一括配分について、事業着手前に担当省庁へ用途内訳書を提出する必要がある、事実上の事前同意と変わらない仕組みとなっており、一括配分の目的である使い勝手の向上につながっていないことから、事業着手後の提出で足りるよう運用を改善いただくよう要望いたします。

(3) 取崩し型復興基金の充実・確保

平成23年度に創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益であります。平成24年度東日本大震災復興特別会計補正予算において、津波被災地域における住民の定住促進を図るための震災復興特別交付税が増額されたところでありますが、住民の定住には、住宅の再建とともに、「なりわい」の再生が不可欠であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を講じられるよう要望いたします。

3 事業用地や資材等の円滑かつ迅速な確保に向けた特別措置

(1) 所有者不明土地の特別措置

所有者が不明である土地については、東日本大震災復興特別区域法において、実施主体による測量又は調査のための立入りや、筆界特定の申請など、一定の措置が講じられたところではありますが、権利取得には多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、市町村が適切に管理を行えるなどの特別措置を講じられるよう要望いたします。

(2) 土地収用手続の迅速化等

復旧・復興事業の円滑な推進のためには、早急な事業用地の確保が必要であることから、土地収用法に規定する各種手続において、みなし・準用規定の拡大等を図るとともに、迅速に事業者収用権が付与されるよう事業の認定要件の緩和などの特例措置を講じることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図られるよう要望いたします。

(3) 工事従事者や資材等の不足への対応

入札不調の発生に対して、実勢価額を反映した単価設定等を担う関係省庁、被災地方公共団体、関係業界団体で構成する「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」の取組を更に加速化させ、引き続き適切な対策を講じられるよう要望いたします。

4 復興の要である交通インフラ等の整備

(1) JR線の早期復旧に向けた国の全面的な支援

① JR線の早期復旧に向けた支援の実施

東日本旅客鉄道株式会社が県及び市町のまちづくりと一体となった鉄道復旧を行うに際し、原状復旧と比べて増加する費用（盛土による鉄道敷の嵩上げ、ルート変更、駅舎の移転などに係る費用）について、地域の復興に対する支援という観点から、沿線自治体の実質的な負担がないよう、復興交付金の対象とされるよう要望いたします。

また、当該費用について、復興交付金の対象とならない部分がある場合には、震災復興特別交付税や取り崩し型基金の積み増しなどにより、国が自治体に全額を支援されるよう要望いたします。

② JR線の早期復旧に向けた指導等の実施

JR線復興調整会議などで議論を加速させ、鉄道復旧に向けた環境整備を進め、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧を早期に決定するよう、必要な指導・助言等の措置を講じられるよう要望いたします。

③ 被害の少なかった箇所からの運行再開実現の指導等の実施

東日本旅客鉄道株式会社に対し、被害の少なかった箇所から早期に整備をはじめ、整備後は直ちに運行を再開するよう、必要な指導・助言等の措置を講じられるよう要望いたします。

(2) 「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間である平成30年度までに全線完成されるよう要望いたします。

(3) 港湾施設等の早期復旧・整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や静穏度確保のための防波堤等の港湾施設について早期に復旧・整備されるよう要望いたします。

釜石港、大船渡港の湾口防波堤については、平成27年度末までの復旧完了の見通しが示されたところではありますが、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、事業期間を前倒しのうえ、早期完成を図られるよう要望いたします。

加えて、市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げや新設、水門の遠隔操作化等について、これらの事業が完了するまでの間、全面的な財政措置を講じられるよう要望いたします。

5 電気料金値上げに対する被災地の産業振興

(1) 電気料金値上げに対する経営支援

① 商工業者の経営安定のための基金の創設

電機・半導体製造、水産物の加工や冷凍冷蔵など電力料金値上げの影響が大きい事業者に対し、値上げに伴う生産費の増加の影響を軽減し、産業競争力の強化や空洞化防止のための基金を造成するなど、支援制度を創設されるよう要望いたします。

基金の創設においては、商工業者がエネルギー対策として行う発電装置や省エネルギー装置等の整備に対する助成制度のメニューも創設されるよう要望いたします。

② 漁業協同組合等への経営支援

被災した漁業協同組合等が運営する種苗生産施設や共同利用施設等における電気料金値上げに伴う経費の増加の影響を軽減するため、種苗放流経費や再生可能エネルギーの導入を含む共同利用施設整備への支援の継続・強化の財政支援を講じられるよう要望いたします。

(2) 再生可能エネルギー導入支援

木質バイオマスを活用した熱電供給設備の導入促進や、チップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する体制整備など、木質バイオマスエネルギー活用に対する財政支援を拡充されるよう要望いたします。

(3) バイオマス発電への補助制度の創設

広大な森林や多数の養鶏場を有する本県においては、原木や鶏糞などの地域資源を燃料とするバイオマスエネルギー発電所の進出が検討されているところです。

東日本大震災津波からの復興には一次産業の活性化が不可欠であることから、被災地域を含む広範にわたる林業や養鶏業の設備投資や生産拡大につながるバイオマス発電への補助制度を創設されるとともに、発電における関連施設等についても併せて補助の対象とされるよう要望いたします。

6 I L Cの東北誘致

復興は単に元に戻るのではなく、より豊かな地域社会を実現することが求められます。このため、東北には、新たな産業や雇用の創出につながり、また、次代を担う青少年に夢を与え、ここに暮らす人々にとって希望の灯となる大規模プロジェクトが必要となっております。

国際リニアコライダー(I L C)計画は、質量の起源とされるヒッグス粒子の詳細な性質解明など宇宙誕生の謎を探究しようとする世界最高・最先端の素粒子物理学の大型プロジェクトです。

I L Cの立地により、世界の第一線の研究者等が集う国際学術研究都市が誕生し、そこから最新の研究成果が発信され、関連産業の集積やイノベーションが生み出され、東北はもちろん我が国全体の新たな成長につながるものです。

I L Cの有力候補地である北上山地は、大震災でも全く影響を受けることはなく、これまで行ってきた地質調査からも、活断層もなく、強固な岩盤であることが確認されております。

また、世界中から集まる研究者とその家族が生活するための社会基盤を備えているほか、空港（仙台、いわて花巻）、新幹線、高速道路網が整備され、首都圏との交通アクセスも充実しており、世界の研究者やその家族に快適な生活環境を提供できる、I L C建設に相応しい適地です。

- (1) 国におかれては、I L C日本誘致の方針を決定されるよう要望いたします。
- (2) 全国的な推進体制をつくり、日本全体で世界の合意を勝ち取っていただくよう要望いたします。
- (3) 現在研究者グループで進められている評価結果で適地であると判断された場合、東北の復興に貢献するプロジェクトとして、北上山地への立地を支援されるよう要望いたします。